

職員宿舎高谷荘使用規程

社会福祉法人ともえ会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ともえ会が設置する職員宿舎高谷荘（以下「宿舎」という。）の使用について必要な事項を定めることを目的とする。

(入居・退居の手続)

第2条 入居の申請は、別紙1の職員宿舎高谷荘入居申請書により行うものとする。

2 退居する場合は、原則として30日前までに別紙2の職員宿舎高谷荘退居届を提出しなければならない。

(宿舎の使用料)

第3条 1世帯当りの使用料は、月額3,000円とする。

2 月の途中で入居又は退居する場合の使用料についても月額とする。

3 使用料は、本人の給与から控除するものとする。

(遵守の義務)

第4条 入居者は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 建物及び備付器具等は大事に取扱いみだりに釘等を打ち、又、建具、畳等を汚損せぬよう注意すること。

(2) 外出する場合は、特に火気の取り扱い（ガス栓、電熱器具、煙草の吸いがら等）を厳重に点検し、又戸締りを確認すること。

(3) 風紀の厳正を期すると共に、衛生に留意し清潔、整頓、健康保持に努めること。

(原状回復又は損害賠償等)

第5条 故意又は重大な過失により建物又は備付器具等を滅失又はき損させた場合、その原状回復又は損害賠償等については、理事長と入居者との話し合いにより決定する。

(実務規定)

第6条 この規程で定めるもののほか、実施の細部について必要な事項は、入居者の意見を聞いて理事長が定める。

(変更)

第7条 この規程を変更する場合は、あらかじめ入居者の代表者の意見を聴いて、理事会が決定する。

附則 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附則 この変更規程は、平成28年4月1日から施行する。

別紙1

職員宿舎高谷荘入居申請書

社会福祉法人ともえ会理事長 様

令和 年 月 日

私は、職員宿舎高谷荘に入居したいので、次のとおり申請します。

[申請者]

申請者	所属（予定を含む）	
	職名（予定を含む）	
	氏 名	印
	住 所	
	電 話 番 号	
入居希望年月日		令和 年 月 日

[同居人]

氏 名	性 別	申請者との続柄	職 業 等

[入居理由]

----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- -----
--

.....
[ともえ会使用欄]

上記の者の「 号室」への入居を許可してよろしいでしょうか。

決 裁 印	理 事 長	事務局長	次 長	起 案 者

別紙2

職員宿舎高谷荘退居届

令和 年 月 日

社会福祉法人ともえ会理事長 様

[退居者]

所 属

職 名

氏 名

印

私は、職員宿舎高谷荘を令和 年 月 日に退居しますので届け出ます。

[ともえ会使用欄]

上記の者の「 号室」の退居を確認しましたので報告します。

確 認 印	理 事 長	事 務 局 長	次 長	報 告 者

鍵の預り証・誓約書

私は、次のとおり鍵を預かりました。

預かりました鍵は、退居の際は返還するものとし、預かり期間中は責任をもって管理することを誓約します。

建物等の名称	所在地	鍵の名称	個数
職員宿舎高谷荘	広島県三次市栗屋町4954番地1	階号室	1個

令和 年 月 日

社会福祉法人ともえ会

理事長 添田 龍彦 様

所属：

職名：

氏名：

印